

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について

2月10日(木)

知事臨時記者会見  
直近1週間の新規感染者 5,778名、前日時点の最大確保病床使用率 63.2%  
「まん延防止等重点措置」の期間延長決定の場合、引き続き、重点措置区域は県内全域としたまま、現在の対策を継続

国において、熊本県への「まん延防止等重点措置」適用延長が決定(令和4年1月21日(金)から令和4年3月6日(日)まで)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

- ・1月20日付け通知及び1月27日付け通知の対策期間を3月6日までとする。
- ・教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

3月3日(木)

「まん延防止等重点措置」の適用延長を国に要請  
知事臨時記者会見で国への延長要請を表明

3月4日(金)

知事臨時記者会見  
直近1週間の新規感染者 4,070名、前日時点の最大確保病床使用率 45.7%  
「まん延防止等重点措置」の期間延長決定の場合、引き続き、重点措置区域は県内全域としたまま、基本的に現在の対策を継続  
小学校の教職員等に対する集中的検査を実施、濃厚接触者になった場合に早く職場に復帰できるよう検査の実施を支援

国において、熊本県への「まん延防止等重点措置」適用延長が決定(令和4年1月21日(金)から令和4年3月21日(月)まで)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について(通知)

- ・地域や学校の感染状況に応じて分散、時短、時差登校等の実施
- ・感染リスクの高い活動の自粛の再徹底
- ・部活動は練習試合等の対外活動の制限

3月16日(水)

「まん延防止等重点措置」の終了を国に要請  
知事臨時記者会見で国への終了要請を表明

○「児童生徒・保護者の皆様へ～春休み中に新型コロナウイルスから自分や家族、友人を守るために～」について(通知)  
・春休み中の感染防止対策の徹底及びワクチンの正しい情報について、児童生徒や保護者への周知を依頼

3月17日(木)

国において、熊本県への「まん延防止等重点措置」終了が決定

3月18日(金)

第37回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
飲食店に対する営業時間短縮の要請などの「まん延防止等重点措置」に基づく対策は、3月21日(月)で終了  
県リスクレベルを「レベル2」に引き下げ  
3月22日(火)から4月10日(日)まで一部の対策を継続し、子どもを守る対策に重点化

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導について(通知)

- ・春休み期間中の家庭等での活動における感染防止対策について、児童生徒への指導や保護者への周知の徹底を依頼
- ・地域や学校の感染状況を踏まえ、時差登校、時間短縮等の感染防止対策を必要に応じて実施
- ・部活動は感染防止対策を徹底した上での活動を依頼

3月23日(水)

知事定例記者会見  
卒業・入学や転勤など年度の切り替わりの時期を迎え、また、学校は春休みとなり、人流の増加が予想されることから、県民に対し、4月10日(日)まで、3月18日(金)発表の対策に協力いただくよう依頼

4月6日(水)

知事定例記者会見  
4月11日(月)以降も、基本的に現在の対策を継続  
対策期間は、人の動きが増えることを見据えて、ゴールデンウィークが終わる5月8日(日)まで

○県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について(通知)  
・3月18日付け通知の対策期間を5月8日までとする。

以上

教体第1473号

令和4年(2022年)3月16日

各県立学校長 様

教 育 長

「児童生徒・保護者の皆様へ ～春休み中に新型コロナウイルス  
から自分や家族、友人を守るために～」について(送付)

このことについて、春休み中の感染防止対策のため、別添のとおり、児童  
生徒・保護者向けに資料を作成しました。

つきましては、児童生徒及び保護者に配付の上、春休み中の感染防止対策  
の徹底について周知願います。

体育保健課 健康教育班

担当：種子永

TEL 096-333-2712

FAX 096-382-5962

E-mail tanenaga-k@pref.kumamoto.lg.jp

## 児童生徒・保護者の皆様へ

～春休み中に新型コロナウイルスから自分や家族、友人を守るために～

家族や友人と過ごす時間が増える春休みも、感染力が強いと言われている変異株（オミクロン株）から自分や家族、友人を守るために、感染防止対策を徹底しましょう。また、この機会に家族で子どもを守るためのワクチン接種についても検討ください。

### 1 感染対策について

- ・適切にマスクを着用する（感染予防効果の高い不織布マスクが推奨されています）
- ・運動、食事、十分な睡眠を取るなど、健康管理を心がけ、体の抵抗力を高める
- ・「3つの密（密閉・密集・密接）」のある場所への外出を控える
- ・手洗い・手指消毒をする
- ・部屋を換気する



感染が起こりやすく、注意が必要な場面と対策

マスクなしの会話・・会話する時はマスク着用、食事中はマスクなしでの会話厳禁  
狭い空間での活動・・エアコンをつけていても換気、大勢で集まらない  
部活動の前後・・密集した着替えや長時間の会話、生徒同士で食事をしない

■発熱等の症状がある場合、次の相談先に電話し、必要に応じて医療機関を受診してください。受診後は検査結果を学校にお知らせください。

- (1) かかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談する。
- (2) かかりつけ医等がなければ発熱患者専用ダイヤル 0570-096-567 に相談する。

### 2 ワクチン接種について

- ・新型コロナワクチンについて、正しい情報に基づき、接種を判断してください。  
※5～11歳のお子様がいる御家庭は接種状況を市町村に確認の上、別添の厚生労働省資料を参考に検討してください。
- ・子どもを守る観点からも、希望される保護者の方は早めの接種をお願いします。
- ・接種を受ける手順や副反応などに対する不安がある場合は、以下をご覧ください。

熊本県 新型コロナウイルス感染症・ワクチン情報  
厚生労働省 新型コロナワクチンについて

QRコードからは、新型コロナワクチン等の情報がご覧になれます。



### ワクチンに関する相談窓口

#### 【ワクチンの接種について、情報を知りたいとき】

例：接種の時期や接種場所について知りたい、接種券の再発行について聞きたい等、お住いの市町村のホームページや広報誌をご確認ください。  
解決しない場合は、お住いの市町村（ワクチン担当部署）にお尋ねください。

#### 【医学的な相談に関する問い合わせ】

例：接種後3日経過したが、注射部位が腫れているため、医療機関を受診した方がよいか相談したい。

熊本県ワクチンに関する専門的相談窓口

**TEL.096-285-5622**

受付時間：24時間対応（土日祝日含む）

#### 【ワクチンの施策などに関する問い合わせ】

例：接種の対象、接種順位、施策のあり方等に関するご意見や相談がある。

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

**TEL.0120-761-770**

受付時間：9時～21時（土日祝日含む）

#### 【ワクチンに関する問い合わせ】

例：ワクチンに関する具体的な成分、有効性、副作用、取り扱いに関する注意点などについて知りたい。  
※メーカーのホームページをご覧ください。解決しない場合は、メーカーの相談窓口にお尋ねください。

ファイザー社のワクチン

**TEL.0120-146-744**

受付時間：9時～20時（日曜、祝日除く）

武田/モデルナ社のワクチン

**TEL.0120-793-056**

受付時間：9時～20時（土日祝日・休業日を除く）

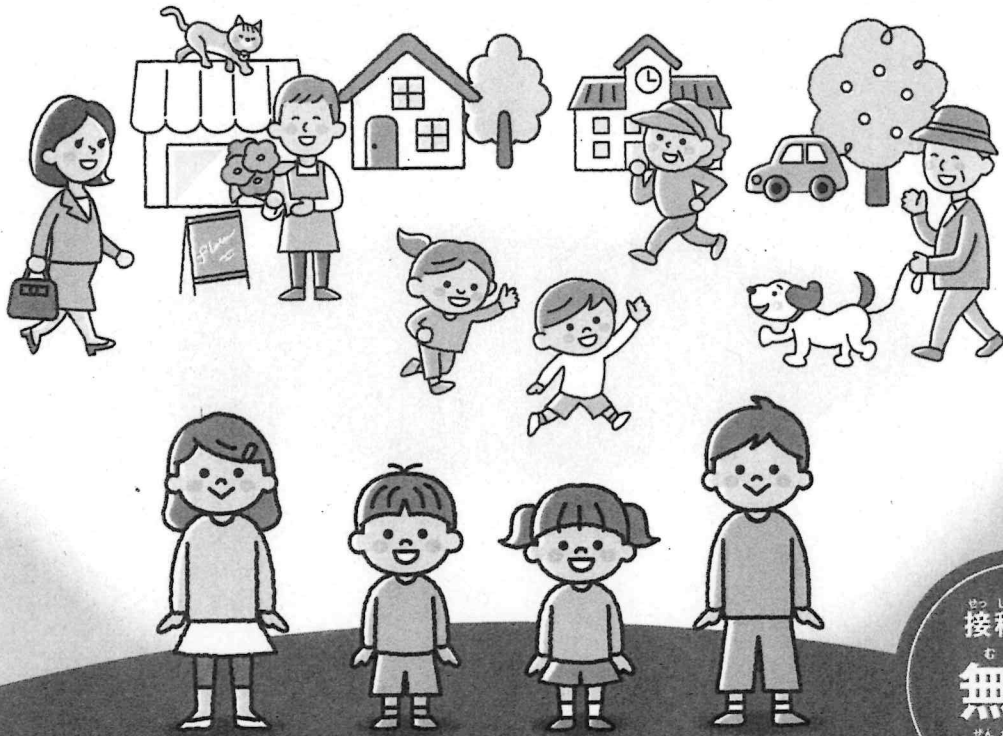
（出典：厚生労働省「3回目接種に使用するワクチンについてのお知らせ」）



5歳から11歳のお子様と  
保護者の方へ



新型コロナワクチン接種  
についてのお知らせ



接種費用  
無料  
(全額公費)

5歳以上のお子様も  
新型コロナワクチンを受けることができます。

おうちの人と一緒にこの説明書を読んで、ワクチンを受けるか相談しましょう。

接種当日は母子健康手帳もご持参ください。

5歳から11歳の方も、新型コロナワクチンを受けられるようになりました。  
国内の新型コロナ感染者全体に占める子どもの割合は増えています。  
この説明書を読んで、ワクチンを受けるか、お子様と一緒にご検討ください。

### ◎使用するワクチン

ファイザー社の5～11歳用のワクチンを使用します。子ども用のワクチンです(※)。  
通常、3週間の間隔をあけて、合計2回接種します。

(※)ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。

### ◎接種の対象

- 5歳から11歳の方
- 特に、慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など、重症化リスクの高い基礎疾患(※)を有するお子様は接種をおすすめしています。接種にあたっては、あらかじめかかりつけ医などによく相談してください。

(※)日本小児科学会では、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い疾患の一覧等を公表しています。

日本小児科学会「新型コロナウイルス関連情報」

URL: [https://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=333](https://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=333)



## 新型コロナワクチンの効果

### Q.新型コロナワクチンは、どんな効果がありますか？

A.新型コロナワクチンを受けることで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなります。

ワクチンを受けると、体の中で新型コロナと戦う仕組み(免疫)ができます。ウイルスが体に入ってきた時に、すぐ戦える準備ができますので、新型コロナの症状が出にくくなります。5～11歳における2回接種後7日以降の発症予防効果は、90.7%と報告されています(※)。

(※)オミクロン株が出現する前のデータです。

出典:特例承認に係る報告書より

## 新型コロナワクチンの安全性

### Q.子どもが新型コロナワクチンを受けた後は、どんな症状が出ますか？

A.注射した部分の痛みが一番多く現れます。

ワクチンを受けた後、数日以内に現れる症状は、注射した部分の痛みが一番多く、1回目で74%、2回目で71%でした。注射を受けたすぐ後よりも、受けた日の夜や次の日に痛みを感じる人が多いです。疲れた感じや発熱などは、1回目よりも2回目の後の方が多く現れ、38℃以上の発熱は1回目で2.5%、2回目で6.5%でした。ワクチンを受けた後の症状は、ほとんどが軽度または中等度であり、現時点で得られている情報からは、安全性に重大な懸念は認められないと判断されています。

#### ■数日以内に起こることがある症状

症状が出た人の割合	症 状
50%以上	注射した部分の痛み、疲れた感じ
10～50%	頭痛、注射した部分の赤み・はれ、筋肉痛、寒気
1～10%	下痢、発熱、関節痛、嘔吐

出典:特例承認に係る報告書より

### Q.若い男子ほど接種後に心筋炎を発症しやすいと聞きますが、子どもはどうでしょうか？

A.米国では、12～17歳男子に比べ5～11歳男子の方が、心筋炎が報告される割合が低いとされています。

ごくまれですが、海外では子どもでも軽症の心筋炎を発症した例が報告されています。

米国では、新型コロナワクチン接種後の心筋炎の報告率は、5～11歳の男子の方が12～15歳や16～17歳の男子より低いとされています。

ワクチン接種後4日程度の間にお子様にも胸の痛み、動悸、息切れ、むくみなどの症状がみられた場合は、速やかに医療機関を受診して、ワクチンを受けたことを伝えてください。

なお、心筋炎と診断された場合は、一般的には入院が必要となりますが、多くは安静によって自然回復します。

出典:2022.1.5 ACIP Meeting

## 新型コロナワクチンを受けるには

### ◎お子様のワクチン接種には、保護者の方の同意と立ち合いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。

周りの方に接種を強制したり、接種していない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

### ◎ワクチン接種当日は可能な限り母子健康手帳をご持参ください。

子どものワクチン接種では、接種履歴は母子健康手帳で管理しているため、接種当日には可能な限り母子健康手帳をご持参ください。

その他、このお知らせが入っていた封筒の中身一式、本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）を忘れずにお持ちください。



### ◎ワクチンについての疑問や不安があるときはかかりつけ医などにご相談ください。

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔などについては、かかりつけ医などにご相談ください。同時または前後2週間は、原則、他のワクチンを受けることはできません。また、お子様に基礎疾患があるときなど、ワクチンについての疑問や不安があるときも、かかりつけ医などによくご相談ください。

## ご相談先など

### ◎新型コロナワクチンに関する相談先

ワクチン接種後に、体に異常があるとき	→	ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医、市町村や都道府県の窓口
ワクチン接種全般に関するお問い合わせ	→	市町村の窓口

### ◎予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付など）が受けられます（※）。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

（※）その健康被害が、接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の疾病・障害認定審査会により、因果関係を判断する審査が行われます。

ワクチンを受けた人もいれば、受けていない人もいます。ワクチンを受けた後も、今までのように、しっかり手洗い・消毒、マスクなどの感染予防対策を続けましょう。



密集した場所



密接した場面



密閉された空間



マスクの着用



石けんで手洗い



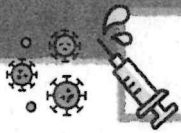
手指の消毒

子どもに対する新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 子ども 検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。





## 新型コロナウイルス接種についてのお知らせ



### 新型コロナウイルスをなぜ受けるの？

人の体の中に新型コロナウイルスが入りこみ仲間が増えると、  
ねつ、だるさ、せき、息ぐるしさ、頭のいたみ、味覚の変化などがおきて、  
体の調子が悪くなります。

ワクチンを受けると、体の中で新型コロナウイルスとたたかう用意ができる  
ので、ウイルスが体に入っても、体の調子が悪くなりにくくなります。



### 新型コロナウイルスを受けるときは、どんなことに注意すればいいの？

<p>受ける前</p>	<p>37.5℃以上のねつがあるときや、体の調子が悪いときは、 ワクチンを受けられないので、そのことをおうちのの人に伝えましょう。</p>
<p>受ける時</p>	<p>ワクチンは肩の近くに注射します。 肩を出しやすい服で、受けに行きましょう。</p>
<p>受けた後</p>	<p>◎ワクチンを受けた後、15分以上はすわって様子をみましょう。 (30分様子をみる場合もあります)</p> <p>◎当日はお風呂に入るなど、いつも通りの生活をするのは問題ありませんが、激しい運動はやめましょう。</p> <p>◎ワクチンを受けると、以下の症状が出ることがありますが、2~3日で自然とよくなるのがわかっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ねつ ○気持ちわるさ</li> <li>○だるさ ○おなかをこわす</li> <li>○頭のいたみ</li> <li>○さむけ</li> </ul>

こんな症状が出たら、おうちの人や周りの大人に知らせましょう。

●受けたすぐ後

- 体のかゆさ
- せき



●受けた日や4日くらいの間

- ねつ ○頭のいたみ ○胸のいたみ ○息ぐるしさ
- だるさ ○さむけ ○胸がドキドキした感じ



このワクチンは3週間の間をあけて2回受けてください。



### 守ってほしい、大切なこと。

ワクチンを早く受けている人や、ワクチンを受けられない理由がある人など、様々な人がいます。ワクチンを受けている、受けていないといった理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりすることは、絶対にあってはなりません。



教体第1473号

令和4年(2022年)3月16日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

「児童生徒・保護者の皆様へ ～春休み中に新型コロナウイルス  
から自分や家族、友人を守るために～」について (送付)

このことについて、春休み中の感染防止対策のため、別添のとおり、児童生  
徒・保護者向けに資料を作成しました。

つきましては、児童生徒及び保護者に配付の上、春休み中の感染防止対策を  
徹底いただくよう、貴管下の各学校に周知をお願いします。

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課

健康教育班 担当：種子永

TEL 096-333-2712

FAX 096-382-5962

E-mail tanenaga-k@pref.kumamoto.lg.jp



## 春休み期間等の子どもを守る対策について

### “保育所・学校等”での感染防止対策

#### 【保育所等】

○ 保育所等におけるクラスター発生防止のため、感染防止対策(※)の徹底を依頼。

(※)検温や症状等の確認、体調不良時の登園・出勤等を控えて医療機関を受診、職員のマスク着用、換気励行等

○ 園児や職員等が患した場合や地域の感染状況等に応じ、臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼。

#### 【放課後児童クラブ】

○ 春休み期間、学校と連携した三密対策（空き教室や体育館等の活用）、家庭での見守りが可能な場合はできるだけ家庭での対応をお願いするなどの感染防止対策を市町村へ依頼。

#### 【学校】

○ 春休み期間中は、家庭等での活動が増えることから、感染防止対策について、児童生徒への指導や保護者への周知を徹底するよう依頼。

○ 中学・高校の部活動については、感染防止対策(※)を徹底した上での活動を依頼。

(※)特に部活動に付随する終了後の生徒同士での食事や部室での会話などにおける感染防止対策を徹底

### “家庭”での感染防止対策

○ お子さんの感染防止策（手洗いなど）や症状のあるお子さんの医療機関の受診の徹底を保護者へ呼びかけ。

○ 改めて、お子さんと親や同居家族間の感染など、家庭内感染を可能な限り防ぐため、室内の定期的な換気やこまめな手洗い、トイレ・洗面台等の共用部分の消毒などの家庭内での感染防止対策の徹底を呼びかけ。

### “ワクチン接種”

○ 子どもを守る観点から、保護者や教職員・保育士等の希望される方へ早めの接種を呼びかけ。

○ 早ければ4月に開始する12歳～17歳の子どもへの3回目接種について、希望される保護者や子どもへ早めの接種を呼びかけ。

○ 5歳～11歳の小児の接種については、正しい情報をもとに、接種の検討を行うよう呼びかけ。

○ 学校、保育所等においても、ワクチンの正しい情報について、児童生徒や保護者に周知し、理解を促進。

教高第1888号  
教特第647号  
教体第1477号  
教文第2789号  
教人第1905号

令和4年(2022年)3月18日

各県立学校長様

教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う  
県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び  
教職員への指導について(通知)

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に出されていたまん延防止等重点措置が令和4  
年(2022年)3月21日(月)をもって解除される見込みになりました。

つきましては、令和4年(2022年)3月4日付け教高第1821号 教特第611号  
教体第1403号 教文第2683号 教人第1771号を、令和4年(2022年)3月2  
1日(月)をもって廃止します。

なお、各校においては、令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通  
知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～  
『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7)2021.12.10一  
部修正」のレベル2及び令和4年(2022年)2月8日付け教体第1273号「オミクロ  
ン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づき、引  
き続き感染防止に万全を期していただきますようお願いいたします。特に、学校生活等における  
下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。

併せて、今後、学年末休業日・学年始休業日等で自主的な活動等が増えることから、感染  
対策について児童生徒等自ら留意するよう指導するとともに、家庭との連携も必要となるこ  
とから、再度、保護者にも周知願います。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要  
となった場合は、別途通知します。

#### 記

- 1 地域や学校の感染状況を踏まえ、時差登校、時間短縮等の感染防止対策を必要に応じて  
実施すること。なお、臨時休業、分散登校実施の際は、校長は教育委員会(関係課)と事  
前に協議すること。
- 2 濃厚接触者や感染不安など、やむを得ず登校できない児童生徒等については、授業を十  
分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、1  
人1台端末等を活用した学習支援を行うこと。
- 3 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により再び分散登  
校が必要となる場合を想定して、次の(1)、(2)について速やかに対応できるよう、各学  
校はあらかじめ準備しておくこと。  
(1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れ  
が生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいたシラバス(授業計画)を見直し、  
特別の時間割を作成し、1人1台端末等を活用した学習支援を行い、学びの保障に努め  
ること。  
(2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児

児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間が長期化する場合、1人1台端末等を活用した学習支援を行うとともに、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討すること。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年・高等学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討すること。

- 4 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。

なお、入学、進級時期に鑑み、学年末休業日・学年始休業日における児童生徒等の健康管理に十分気をつけるよう家庭に協力を求めるとともに、新型コロナウイルス感染等に伴う体調の変化等があった際には入学前であっても学校と家庭との連絡が着実にされるよう体制づくりをしておくこと。

- 5 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。

- 6 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

- 7 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、朝のSHR、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

- 8 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

また、学年末休業日・学年始休業日中においてもマスクの着用をはじめとした基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底するよう児童生徒等に指導するとともに、家庭における対策も含め保護者にも周知をすること（令和4年（2022年）3月16日付け教体第1473号『「児童生徒・保護者の皆様へ～春休み中に新型コロナウイルスから自分や家族、友人を守るために～』について）も参照すること。

なお、体調の自己管理が難しい児童生徒等については、保護者による検温の実施を依頼するなど、家庭での健康観察を徹底すること。

- 9 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として7日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。

- 10 オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）の実施については地域や学校の感染状況を踏まえ、慎重に検討すること。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）

- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
  - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
  - ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
  - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
  - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)
- 1 1 職業に関する教科の実習等については、令和2年(2020年)9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(通知)」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。
  - 1 2 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年4月5日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル2対応)」を参照のこと。)
  - 1 3 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。
  - 1 4 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態であっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
  - 1 5 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
  - 1 6 寮(寄宿舎)についても、引き続き、(1)~(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
    - (1) 寮生・舎生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生・舎生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり10日間程度経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、寮・寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74~P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
    - (2) 寮生・舎生の1日2回以上の検温(朝夕)と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。
    - (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
  - 1 7 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童

生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会（高校教育課及び特別支援教育課）と事前に協議すること。

18 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。

19 部活動については、可能な限り感染対策を行った上で、リスクの低い活動の実施を検討すること。オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動の実施については地域や学校の感染状況を踏まえ、慎重に検討すること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守するとともに、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

(1) 対外活動の可否について

ア 練習試合等（他校との交流活動を含む。）は、学年末・学年始休業日終了まで県内での実施とする。県外での練習試合等への参加及び県外からの練習試合等の受け入れについては、学年末・学年始休業日終了まで禁止する。

イ 観客を集めて行う演奏会等の実施については中止または延期を含め、慎重に判断すること。実施の際は、来場者の人数制限を行うなど万全の感染防止対策を講じ対応すること。

ウ 大会は、参加可とする。ただし、県外での公式大会以外の大会への参加は、学年末・学年始休業日終了まで禁止する。

エ 合宿は、できるだけ控え、実施の場合は県内での実施や長期日程とならない計画等の配慮をする。感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。

オ 県立中学校及び特別支援学校中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(ウ) 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）

(エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。

(オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年(2020年)9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後10日間程度の検温等の記録を確実にを行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

20 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

21 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種について

各学校が教育活動を継続し、学びを保障していくためには、教職員の感染を防ぐことが極めて重要であることから、教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること  
高校教育課 石村、米村、大塚、新生  
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
文化課 後藤、村上  
096-333-2704
- 教職員に関すること  
学校人事課 横川、上村  
096-333-2694

＜本通知のポイント＞

「まん延防止等重点措置」が令和4年(2022年)3月21日をもって解除されることを受け、3月4日付け教義第1138号、教特第611号、教体第1403号、教人第1774号において、衛生管理マニュアルの「レベル3」に基づく対応としていたことを、3月22日以降は「レベル2」に基づく対応に変更することについてお知らせします。

教義第1178号

教特第647号

教体第1477号

教人第1913号

令和4年(2022年)3月18日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に出されていたまん延防止等重点措置が令和4年(2022年)3月21日(月)をもって解除されることになりました。

つきましては、令和4年(2022年)3月4日付け教義第1138号 教特第611号 教体第1403号 教人第1774号を、令和4年(2022年)3月21日(月)をもって廃止します。

なお、感染症対策については、令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7)2021.12.10一部修正」のレベル2及び令和4年(2022年)2月8日付け教体第1273号「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づき、引き続き感染防止に万全を期すよう、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握するよう指導をお願いします。

併せて、今後、学年末休業日・学年始休業日等で自主的な活動等が増えることから、感染対策について児童生徒等自ら留意するよう指導するとともに、家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 臨時休業、時差登校、時間短縮等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、次の(1)～(3)について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。

(1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいた授業計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、1人1台端末等を活用した学

習などの工夫を講じ、適切に学習支援、状況把握、学習評価を行う。

(2) 臨時休業期間が長期化する場合、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討する。

(3) 一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、令和3年(2021年)2月24日付け教義第1037号に基づいて、児童生徒の学びの保障を着実に実施するよう、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。特に、指導要録上の取扱いについては、当該通知を参考とする。

なお、臨時休業期間における各学校の学習指導の取組事例を熊本県教育委員会ホームページ上に掲載(<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/8889.html>)しているので、必要に応じて活用を図る。

3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。

なお、入学、進級時期に鑑み、学年末休業日・学年始休業日における児童生徒等の健康管理に十分気をつけるよう家庭に協力を求めるとともに、新型コロナウイルス感染等に伴う体調の変化等があった際には入学前であっても学校と家庭との連絡が着実に行われるよう体制づくりをしておくこと。

4 県基準(県リスクレベルがレベル2以上)により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。

5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、登校時、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年(2020年)11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

また、学年末休業日・学年始休業日中においてもマスクの着用をはじめとした基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底するよう児童生徒等に指導するとともに、家庭における対策も含め保護者にも周知をすること(令和4年(2022年)3月16日付け教体第1473号『『児童生徒・保護者の皆様へ～春休み中に新型コロナウイルスから自分や家族、友人を守るために～』について』も参照すること)。

なお、体調の自己管理が難しい児童生徒等については、保護者による検温の実施を依頼するなど、家庭での健康観察を徹底すること。

8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として7日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離(最低2メートル)が確保できる場合は、マスク着用の必要はない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した



場合は、マスクを外すよう指導すること。

- 9 オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）の実施については地域や学校の感染状況を踏まえ、慎重に検討すること。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

- 10 特別支援学校及び特別支援学級においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和3年（2021年）4月5日付け特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル2対応）」を参照のこと。）

- 11 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。

- 12 給食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、給食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。

- 13 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。

- 14 寮（寄宿舎）についても、引き続き、（1）～（3）の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。

（1）寮生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮再開時に体調等に問題がなければ入寮させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり10日間程度経過観察後、体調等に問題がなければ入寮させること。また、寮内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。

（2）寮生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。

（3）食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式となら

ないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。

15 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、期間内の実施については延期を含め慎重に検討すること。その際、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、教育的意義や児童生徒等の心情等にも配慮し、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、可能な限り延期や代替案を検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は学校の設置者である市町村教育委員会と事前に協議し、適切に判断すること。

16 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。

17 部活動については、可能な限り感染対策を行った上で、リスクの低い活動の実施を検討すること。オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動の実施については地域や学校の感染状況を踏まえ、慎重に検討すること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守するとともに、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

(1) 対外活動の可否について

ア 練習試合等（他校との交流活動を含む。）の実施及び大会への参加は可とする。ただし、県外からの練習試合等の受け入れについては、学年末・学年始休業日終了まで禁止する。

イ 観客を集めて行う演奏会等の実施については中止または延期を含め、慎重に判断すること。実施の際は、来場者の人数制限を行うなど万全の感染防止対策を講じ対応すること。

ウ 熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(ウ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

(エ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動

部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後10日間程度の検温等の記録を確実にを行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

18 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

19 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種について

各学校が教育活動を継続し、学びを保障していくためには、教職員の感染を防ぐことが極めて重要であることから、教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 市町村立高校に関すること  
義務教育課 藤岡、松山、平野  
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
義務教育課 塩村、小原  
096-333-2689
- 教職員に関すること  
学校人事課 平井、池田  
096-333-2695

教高第13号  
教特第4号  
教体第13号  
教文第23号  
教人第9号

令和4年(2022年)4月6日

各県立学校長様

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について(通知)

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、まん延防止等重点措置が令和4年(2022年)3月21日(月)に解除されましたが、全国的に、新規感染者数は減少傾向から増加傾向に遷移しつつあり、本県においても、感染者数が下げ止まり、増加の兆しが見られています。

県立学校においても、引き続き児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況であり、年度当初で学校行事等も多い時期であることから、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

つきましては、令和4年(2022年)3月18日付け教高第1888号 教特第647号 教体第1477号 教文第2789号 教人第1905号で通知した対策の期間(「学年末・学年始休業日終了まで」としているものを含む)を令和4年(2022年)5月8日(日)までとします。

各校においては、家庭と感染拡大への危機感を共有し、引き続き感染防止対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること  
高校教育課 坂本、米村、釜賀、増田  
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること  
特別支援教育課 西坂、前田  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 平川、種子永  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 平川、中村  
096-333-2712  
文化課 藤本、村上  
096-333-2704
- 教職員に関すること  
学校人事課 村山、上村  
096-333-2694

<本通知のポイント>

本県における新型コロナウイルス新規感染者数増加の兆しを受け、令和4年(2022年)3月18日付け教義第1178号、教特第647号、教体第1477号、教人第1913号による対応を、5月8日(日)まで延長することについてお知らせします。

教義第15号  
教特第4号  
教体第13号  
教人第3号

令和4年(2022年)4月6日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について(通知)

本県においては、新型コロナウイルス感染症について、まん延防止等重点措置が令和4年(2022年)3月21日(月)に解除されましたが、全国的に、新規感染者数は減少傾向から増加傾向に遷移しつつあり、現在、本県においても、感染者数が下げ止まり、増加の兆しが見られています。

県内の学校においても、引き続き児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況であり、年度当初で学校行事等も多い時期であることから、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和4年(2022年)3月18日付け教義第1178号 教特第647号 教体第1477号 教人第1913号で通知した対策の期間(「学年末・学年始休業日終了まで」としているものを含む)を令和4年(2022年)5月8日(日)まで延長することとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。

各学校においては、家庭と感染拡大への危機感を共有し、引き続き感染防止対策に万全を期していただきますようお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること  
義務教育課 井手、松山、有田  
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること  
特別支援教育課 西坂、前田  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 平川、種子永  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 平川、中村  
096-333-2712  
義務教育課 松永、塩村  
096-333-2689
- 教職員に関すること  
学校人事課 平井、池田  
096-333-2695